

事 例

がけ下に建築物を建築する場合の取扱い

取扱い

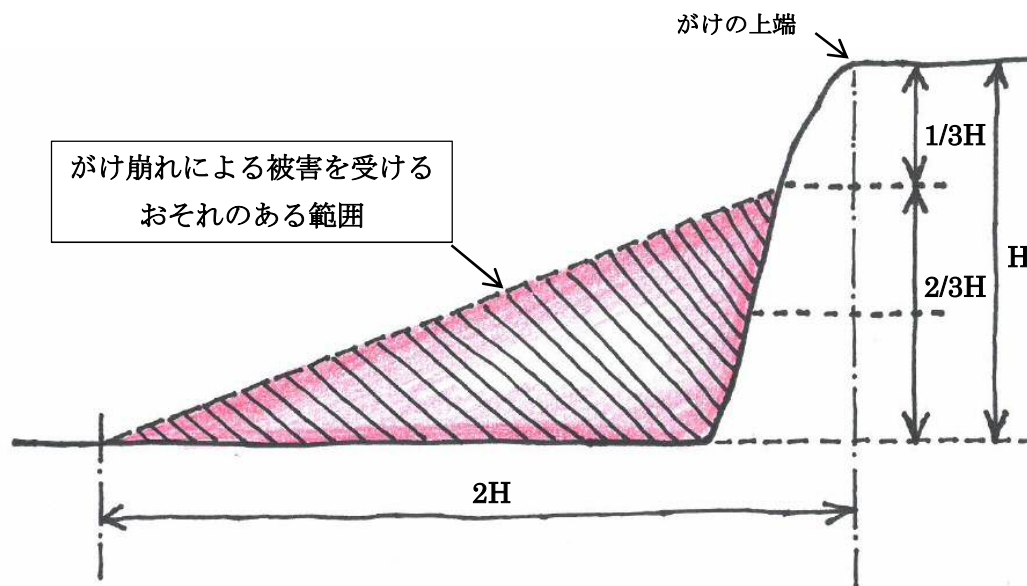
■ がけ下に建築する場合

がけ下に建築する場合は、がけ崩壊時においても崩壊した土砂等が建築物に流入することのない構造とする。

■ 具体的な構造について

がけ下に建築物を建築する場合は、がけ崩れによる被害を受けるおそれのある範囲まで基礎を立ち上げるか、流土止めを設けること。

がけ崩れによる被害を受けるおそれのある範囲

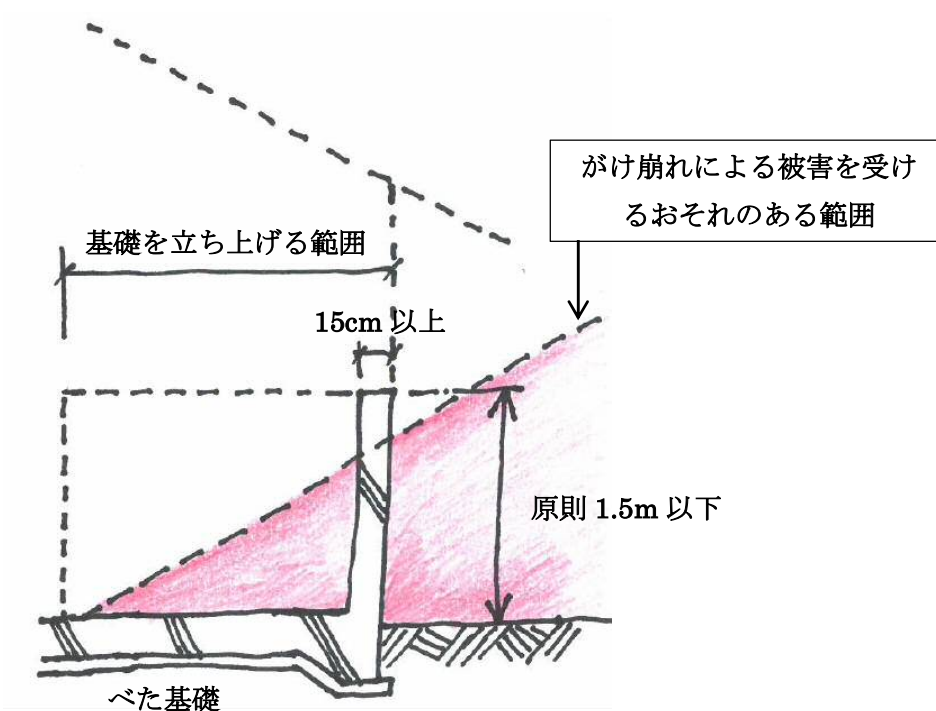


### ■基礎を立ち上げる場合

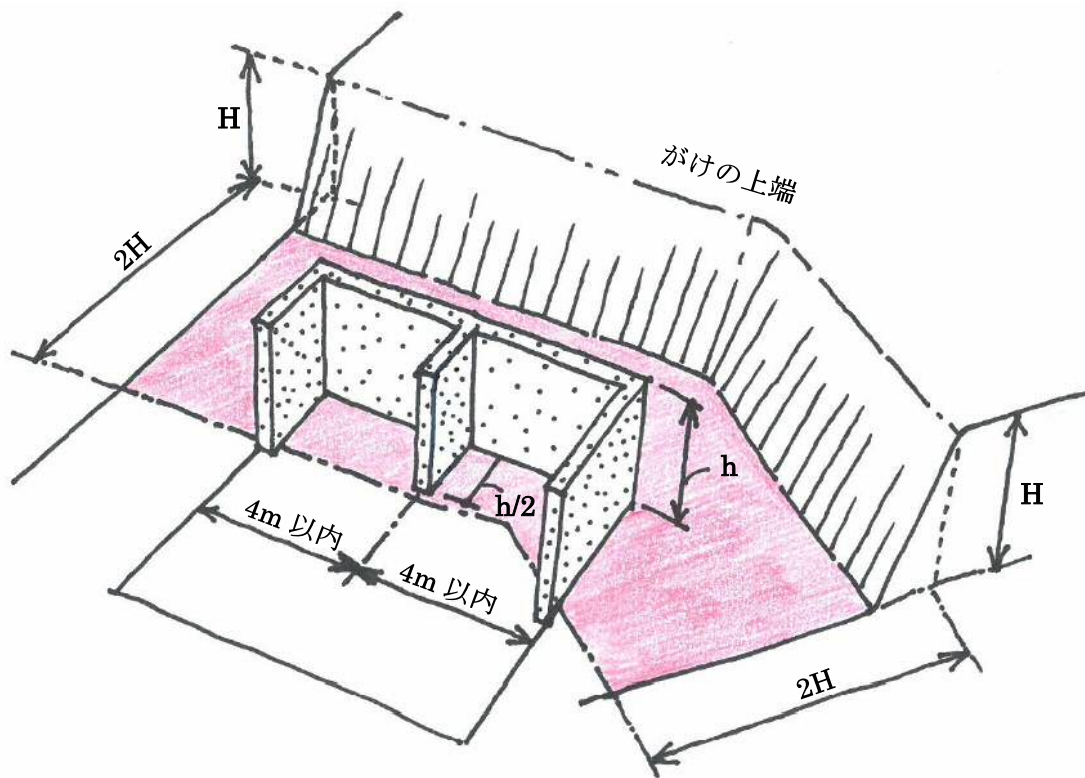
基礎を立ち上げる場合は、がけ崩れによる被害を受けるおそれのある範囲まで基礎を立ち上げ、次の各項の条件に適合したものであること。

- 1、当該建築物はできるだけがけから離して計画すること。
- 2、当該建築物の基礎はべた基礎とすること。
- 3、基礎の立ち上げ部分の構造は次の基準を満たすものであること。
  - (ア) 高さは 1.5m を限度とする。
  - (イ) 厚さは、15 cm 以上とすること。
  - (ウ) 開口部を設けないこと。ただし、開口面積が 0.05 m<sup>2</sup> 以内で、その周囲に径 12mm 以上の補強筋を配置した床下換気口については、この限りでない。
  - (エ) 鉄筋コンクリート造とし、当該鉄筋コンクリートに使用するコンクリートの設計基準強度は 18N/m<sup>2</sup> 以上とすることとする。
  - (オ) 両端部は、被害を受けるおそれのある範囲の終端まで立ち上げること。この場合において、立ち上げる高さはがけ面部分と同じ高さとする。
  - (カ) 長さが 4 m を超える場合は、4 m 以内ごとに立ち上げ高さの 1 / 2 以上の幅の控え壁を設けること。

基礎を立ち上げる場合の構造

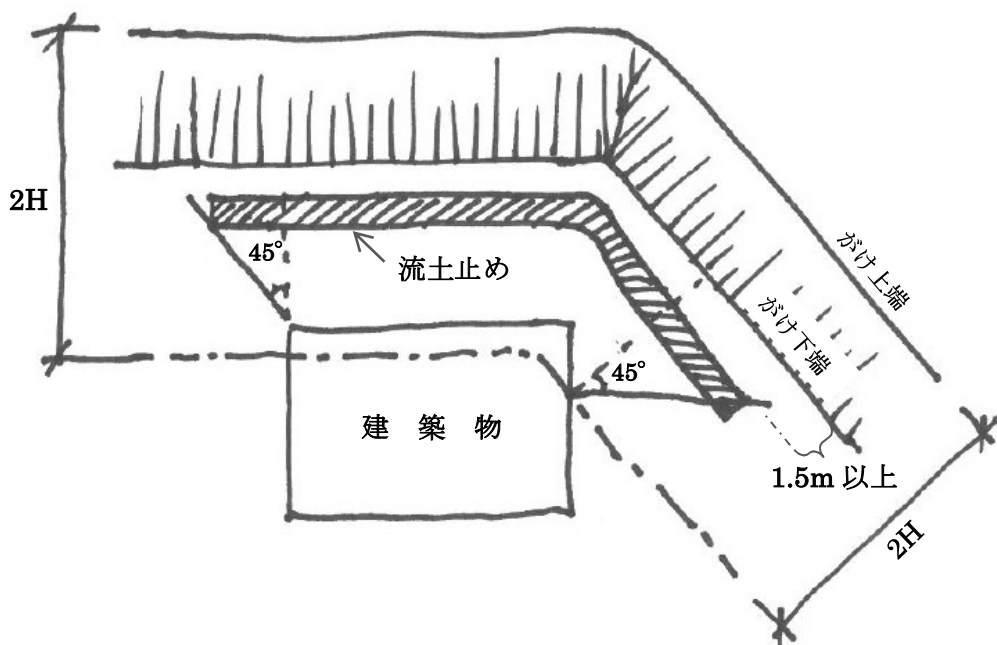


基礎を立ち上げる場合の控え壁の構造





流土止めの配置



経 緯

(い) : 平成 27 年 10 月 1 日 (創設)

提案理由

(い) : 群馬県建築基準法施行条例第 5 条第 1 項第 4 号の規定について、取扱いを統一しようとするものである。

解 説

(い) :